HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.8

隼あすか法律事務所ニュースレター第8号 October 2013



CONTENTS

- P.1…知財セミナーのご報告
- ₱ P.2…採用選考活動に関する労働法から見た留意点
- ▶ P.5···最高裁判例にみる適合性原則と説明義務
- ₱ P.7…日本版クラスアクション制度

知財セミナーのご報告

弁護士 石田 晃士

当事務所の所属弁護士が編集・執筆に関わった『ブランド管理のための法実務ー商標法を中心とする法実務』(三協法規出版)が本年7月に出版されたことを契機として、本年9月6日、お客様を対象にした「~ブランド管理のための商標等の基礎知識~商標等の知財担当の初心者の方のために~」と題する知的財産セミナーを開催いたしました。

短時間のセミナーではありましたが、多数のお客様にご参加いただき、ご好評をいただきました。 そこで、当日行われましたセミナーの内容を簡単にご紹介いたします。

I 商標の出願・管理・活用等について、実務担当者として知っておくべき知識

(弁護士 石田晃士)

今日、ビジネスの国際化、多様化に伴い、企業の大小や業種の如何にかかわらず、商標権の取得とその商標を活用したブランド構築は必須となっています。商標権をより効率的かつ戦略的に取得し、それを適切に管理・活用するためには、商標権が持つ意義やその効力を十分に理解したうえで、商標権を取得・管理するための手続きの詳細を十分把握しておく必要があるといえます。

HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES

本セミナーでは、商標権を取得するまでの手続きを概観したうえ、権利を取得できる商標・指定商品の種類、出願前に行うべき調査における留意事項、出願の方法、特許庁により拒絶された場合にとるべき手続きについてご説明いたしました。

また、実際に商標権を取得した後の管理・活用方法につきましては、更新登録申請の際に留意すべき事項、自己の登録商標と相紛らわしい他社の商標権が発生した場合の対応(登録異議申立て、無効審判請求)、不使用取消審判に対する対応などについて解説したうえ、商標権の活用方法等を紹介いたしました。

Ⅱ 商標権等の知財侵害に対する対策

(弁護士 大澤俊行)

商標権の最大の効力は、自己の登録商標と同一または類似する商標を同一または類似する指定商品・役務について他人に使用されないという「禁止権」にあります。

本セミナーでは、商標権が侵害された場合に、権利者として採りうる手段の概要をご説明し、任意交渉における通知の相手方、交渉の際の注意点、和解書作成における留意点等を解説いたしました。

また、仮処分申立て及び訴訟提起という2つの裁判手続きのメリット、デメリットを解説し、実際に商標権侵害事件で問題になることの多い、商標の類比の判断基準や損害の算定方法について、実際の裁判で問題になった具体例を参照しながら解説いたしました。

当事務所では、今後も、商標権に限らず、あらゆる知的財産権の分野において、お客様と互いに 有用な情報を共有し合える機会を作っていきたいと考えております。

採用選考活動に関する労働法から見た留意点

弁護士 木下 達彦

I はじめに

日本経済団体連合会は、平成25年9月13日、採用選考に関する指針を改定しました。この指針では、平成28年度入社以降の大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の採用選考活動を対象として、採用選考活動早期開始の自粛、採用内定日の遵守などが盛り込まれています。このように企業の採用選考活動が話題になっている昨今、労働法の見地から採用選考活動について留意すべき点を見て行きたいと思います。

Ⅱ 採用の自由

まず、企業には採用の自由が認められており、その内容の一つが労働者選択の自由、すなわち、

誰をどのような基準で採用するかに関する自由がございます。例外的に、法律その他による特別の制限がある場合は制約されます。特別の制限の例としては、労働組合に加入せず、もしくは労働組合から脱退することを雇用条件とすることの禁止や、募集・採用過程での男女の均等な機会の付与があります。



また、応募者の採否を判断する過程では判断材料が必要であることから、労働者選択の自由の派生として、企業には調査の自由が認められています。もっとも、応募者本人の同意なく HIV 抗体検査や B 型肝炎ウィルス感染検査はプライバシー侵害であるとして違法とした裁判例がございます。また、個人情報保護法に従った応募者の個人情報の管理も不可欠です。

Ⅲ 採用内定取消

次に、採用選考活動に関する法的問題として採用内定取消を取り上げます。本来は雇用契約の締結により雇用関係が成立しますが、その前の採用内定段階ではいかなる法的関係にあるのかが、採用内定取消の適法性と関連して問題となりました。この点を明らかにしたのが昭和54年の大日本印刷事件最高裁判決です。この判決は、採用内定の制度の実態は多様であるため一義的に論断することはできないとしつつ、本件では始期付解約権留保付の労働契約が成立しているとし、採用内定取消は留保解約権の行使であるとしています。そして、留保解約権の行使については、採用内定の取消事由は、採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られると解するのが相当である、としています。

この最高裁判決を前提としますと、内定取消を企業が自由に行うことはできず、合理性・相当性をみたす必要があります。

平成 20 年のリーマンショックは、採用内定の取消が多く発生しました。このため、平成 21 年 1 月、厚生労働省は、職業安定法施行規則等を改正し、内定取消が、

- ① 二年度以上連続して行われたもの
- ② 同一年度内において十名以上の者に対して行われたもの(内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保するための措置を講じ、これらの者の安定した雇用を速やかに確保した場合を除く。)
- ③ 生産量その他事業活動を示す最近の指標、雇用者数その他雇用量を示す最近の指標等にかんがみ、事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないときに、行われたもの
- ④ 次のいずれかに該当する事実が確認されたもの

- ✓ 内定取消しの対象となった新規学卒者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき
- ✓ 内定取消しの対象となった新規学卒者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったと き

のいずれかに該当する場合に企業名を公表するとし、直近では、平成24年度の内定取消をした2 社の企業名を公表しています。

このように、司法、行政とも応募者を保護する方向であり、企業としてはまずは採用内定を慎重に行い、その上で採用内定取消をする場合には合理性・相当性をみたすかの見極めを行う必要があります。

Ⅳ 採用内々定取消

リーマンショックの際は、内定の前段階である内々定取消も問題となっておりました。内々定取消につき不法行為に基づく損害賠償請求がなされた事案において、福岡高裁平成23年3月10日判決は、始期付解約権留保付労働契約の成立を認めなかったものの、採用内々定取消まで採用を行うという一貫した態度を取っていたため、採用内定を得られることの強い期待を抱いていたことはむしろ当然であり、特に採用内定通知書交付のわずか数日前に至った段階では労働契約が確実に締結されるであろうという期待は法的保護に十分に値する程度に高まっていた、早い段階で取消の可能性を伝えるなどして不利益を可能な限り少なくする方途を講じるべきであり、その余地も十分にあった、とし、いまだ就職できていないのも精神的打撃が影響していることがうかがえることを考慮し、慰謝料50万円を損害賠償として認めています。

この裁判例は労働契約の成立こそ認めませんでしたが、期待権の侵害を理由に損害賠償を認めております。企業に対して、内々定時や内々定後の言動を慎重にすること、取消をする場合には応募者の不利益を最小限にするために早期の情報提供を行うことなどが求められていると考えられます。

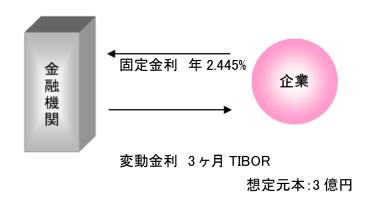
最高裁判例にみる適合性原則と説明義務

弁護士 北川 展子

「プレーン・バニラ・スワップ」とは何か、ご存じですか?

同一通貨の固定金利と変動金利との交換を行う金利スワップの基本的な商品です。バニラアイスクリームのように、基本的なものという趣旨から、この名前で呼ばれるそうです。

具体的には、一方の当事者(X)が契約締結時に決定した想定元本に対して決められた「固定金利分」を他方の当事者(Y)に契約期間支払い、これと同時にYはXに対して「変動金利分」を同期間支払うという仕組みです。一般的には、金融機関が、変動金利での借入れが多い顧客に対し、金利上昇のリスクヘッジとして提案する商品です。



本年3月、この商品に関し、金融機関が取引時に顧客に対して行った説明が不十分であったとして、顧客が金融機関に対して損害賠償を求めた事案について、二つの最高裁判例(平成25年3月7日最高裁第一小法廷、同年3月26日最高裁第三小法廷)が出されました。二つの判例の判断は同一小法廷で出されたかと思うほど酷似していますので、以下、3月7日判決(以下「本件」といいます。)に則してご説明します。

本件における顧客は、パチンコ店等を経営する株式会社でした。

金融機関は、プレーン・バニラ・スワップの取引に際し、顧客に対して、商品の仕組みやメリット及びデメリット(約定時点以降にスワップ金利が低下した場合、結果として割高になる可能性があること、取引開始以後は短期プライムレートが低下しても調達コストは実質的に一定となるため、金利低下メリットを受けられないことなど)、本契約は原則として中途解約が認められず、やむをえず中途解約する場合には、清算金を求められる場合があることについて、書面を用いて説明していました。

これに対し、顧客は、①清算金の具体的な算定方法、②先スタート型とスポットスタート型の利

害得失、③固定金利の水準の妥当性等について説明を受けていなかったため、説明が不十分で あったと主張しました。

本件につき裁判所は、プレーン・バニラ・スワップは「基本的な構造ないし原理自体は単純で、少なくとも企業経営者であれば、その理解は一般に困難なものではなく、当該企業に対して契約締結のリスクを負わせることに何ら問題はない」としたうえで、金融機関の行った説明については、「本件取引の基本的な仕組みや、契約上設定された変動金利及び固定金利について説明するとともに、変動金利が一定の利率を上回らなければ、融資における金利の支払いよりも多額の金利を支払うリスクがある旨を説明したのであり、基本的に説明義務を尽くしたものということができる」とし、清算金の具体的な算定方法や先スタート型とスポットスタート型の利害得失、固定金利の水準が妥当な範囲にあるか否かというような事柄についてまで、金融機関に説明すべき義務があったものとはいえないと判示しました。

実は本件判決の原審である福岡高裁判決は、顧客の主張をいれ、金融機関に説明義務違反があったとして顧客からの損害賠償請求を認めていました(ただし、4割の過失相殺)。これをひっくり返す形となったわけです。

金融商品取引法は、投資家保護の観点から、金融機関に対し、投資家の理解度に応じて説明を尽くす義務(広義の適合性原則)及びいかに説明を尽くしても、当該投資家の個別具体的事情に則し取引を行ってはならない義務(狭義の適合性原則)を定めています。

本件判決は、適合性原則には直接言及していませんが、内容的には、その冒頭部分で顧客の 業種や銀行借入額等も延べ、顧客の知識、経験、財産の状況、投資の目的を判断の前提にした うえで、商品性に照らし、説明義務が尽くされたか否かを判断しており、適合性原則の考え方を踏 まえたものといえます。

本件判決が、顧客の個別具体的状況及び商品の特性といった個別具体的な事実関係に依拠していることから、その射程範囲は必ずしも広いとはいえないかもしれません。

しかしながら、いうまでもなく、金融商品取引や商品取引等の投資は、投資家の自己責任を原則 としています。

適合性原則を始め、昨今、投資家保護の必要性が強く言われ、これに則した制度整備も整ってきているところであり、その重要性には疑問の余地はありませんが、本件最高裁判例の判断からは、顧客側としては、金融商品の取引にあたっては、金融機関の説明をよく聞き、理解することに努め、最後は自己で投資の可否を判断するとの姿勢が求められているといえます。

日本版クラスアクション制度 - 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」について 弁護士 坂下 良治

I はじめに

本年4月19日、「日本版クラスアクション制度」とも呼ばれる「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」が第183回国会に提出されました。本法案は本件10月に招集される第185回国会においても継続審議の見込みであり、その動向が注目されます。

「クラスアクション」というのは英米法の制度であり、例えば、ある商品の被害者など共通の法的利害関係を有する地位(クラス)にある者の一部が、そのクラス全体を代表して、クラスの他の構成員の同意を得ずとも、訴訟追行をすることを可能とする訴訟形態のことを指します。クラスアクションの訴訟において勝訴すれば、倍賞金などを一括して取得し、クラス全員に分配することになります。他方、敗訴した場合においてもクラス全体がその判決効に拘束されることになり、訴訟に参加しない者の手続保障の点ではリスクが存する制度でもあります。

我が国でも民事訴訟法の改正の際などで導入が検討されてはいたものの、本格的な導入には至っておりませんでしたが、近時、平成21年の消費者庁発足に代表される消費者保護の潮流の中で改めて制度の重要性が見直され、今般、上記の経過に至ったところです。

以下においては、本法案に基づく制度(以下「本制度」といいます。)の骨子について概要をご紹介したいと思います。

Ⅱ 二段階型の訴訟制度

本制度においては、二段階での訴訟手続が想定されています。

まず、第一段階目の手続は「共通義務確認訴訟」と呼ばれます。これは、事業者が相当多数の消費者に対して、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき金銭を支払う義務 (共通義務)があるかどうかを確認するための訴訟です。

共通義務確認訴訟は「特定適格消費者団体」により追行されます。この特定適格消費者団体とは、現行の消費者契約法上の「適格消費者団体」(現時点で全国11の団体が存在)の中から、新たな要件を満たすものを内閣総理大臣が認定するものです。この特定適格消費者団体が、いわばク

ラスアクションで言うところのクラスの代表者として訴訟提起をし、通常の民事訴訟と同様の形で 訴訟が進行することになります。判決や和解で訴訟が終了する点も通常の民事訴訟と同様です。

次に、第一段階目の手続において事業者の共通義務が認められれば、第二段階として、かかる 共通義務に基づいて『誰に、いくら支払うか』を確定する手続に移行します。この手続は、本制度 上「簡易確定手続」と呼ばれます。

この手続に消費者の加入を促すため、まず裁判所により官報への公告がなされます。また特定 適格消費者団体からは、知れたる消費者に対して個別通知がなされ、また、インターネット等の相 当な方法により公告がなされます。さらに事業者や消費者庁においてもインターネット等により公 表されることが想定されています。

これにより消費者から届出がなされた債権について、事業者による債権認否を得て、裁判所による確定(簡易確定)がなされ、当該届出債権に対する支払いの有無とその額が決定されることになります。決定に異議があれば異議訴訟を行うことも可能とされています。

III 対象となる請求権

本制度の対象となる請求権は、事業者が消費者に対して負担する金銭の支払義務であって、消費者契約に関する以下の請求に係るものが該当するとされています(本法案第3条第1項)。

- ① 契約上の債務の履行の請求
- ② 不当利得に係る請求
- ③ 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求
- ④ 瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求
- ⑤ 不法行為に基づく損害賠償の請求

但し、以下の損害については制度の対象外とされており(本法案第3条第2項)、これらの損害を 主張したい消費者は、別途、本制度外の手続においてこれらを請求することになります。

- ① いわゆる拡大損害(消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失・損傷したことによる損害)
- ② 逸失利益(消費者契約の目的物の提供があれば得るはずであった利益を喪失したことによる損害)
- ③ 人身損害(人の生命又は身体を害されたことによる損害)
- ④ 慰謝料(精神上の苦痛を受けたことによる損害)

IV 経過措置

本制度の経過措置として、本法施行前に締結された契約に関する請求(不法行為に基づく損害賠償の請求については施行前に行われた加害行為に係る請求)に係る金銭の支払義務には、本制度を適用しないことが想定されています。

編集後記



秋分の日を過ぎても東京では真夏日を記録しています。

ここ数年、酷暑の後はすぐに寒くなり、年々、秋を感じる期間が短くなっているように思います。

せめて紅葉狩りという言葉にちなんで、休日は紅葉を探しに温泉 にでも出かけたいものです。

(ニュースレター編集チーム)

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま <u>newsletter@halaw.jp</u> 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号霞が関ビル4階

電話:03-3595-7070 / FAX:03-3595-7105

E-mail:info@halaw.jp / URL: http://www.halaw.jp/

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、 裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無 断転載・使用等を禁じます。